

5. 子育て支援情報

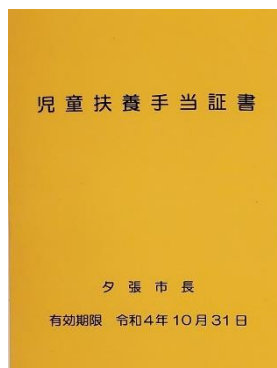
《ひとり親に関する手当等》

児童扶養手当

- * 父母の離婚などにより、母または父と生計を同じくしていない子ども（18歳に到達して最初の3月31日まで）を養育している母子・父子家庭等の生活の安定と自立を助け、子どもの福祉の増進を図ることを目的に支給されます。
- * 手当を受給される方の所得や公的年金の受給状況に応じて一部または全部が支給停止となる場合があります。（一部支給の場合は、所得に応じて10円刻みにより決定されます。）
- * 年度ごとに手当月額が改定される場合があります。

手当月額（令和4年度）

(第1子)	全部支給	43,070円
	一部支給	43,060円～10,160円
(第2子)	全部支給	10,170円
	一部支給	10,160円～5,090円
(第3子)	全部支給	6,100円
	一部支給	6,090円～3,050円



手続きに必要なもの

- 請求者と対象児童の戸籍謄本
- 請求者名義の通帳
- 印鑑
- 請求者の年金手帳 ・ 請求者及び対象児童並びに扶養義務者のマイナンバーがわかるもの等

お問い合わせ 生活福祉係 **52-1059**

母子父子寡婦福祉資金

- * 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養している子どもの福祉増進のために必要な資金をお貸しする制度です。
- * 母子・父子自立支援員が状況をお伺いし、使用目的に沿った貸付資金をご紹介します。

お問い合わせ 生活福祉係 **52-1059**

通勤定期乗車券の割引購入制度

- * 児童扶養手当を受給している世帯の方が J R で通勤している場合は、通勤定期乗車券が 3 割引で購入できます。
- * 学割等、他の割引との併用はできません。
- * 市で交付する「特定者資格証明書」と「特定者用定期乗車券購入証明書」を持参のうえ、J R 定期券販売窓口にて定期券を購入してください。

手続きに必要なもの

- 児童扶養手当証書・証明写真（縦 4 c m × 横 3 c m で 6 か月以内のもの）

お問い合わせ 生活福祉係 **52-1059**



母子・父子自立支援員

配偶者のいない女子・男子と、その扶養を受けている 20 歳未満の子どもで構成されている母子・父子家庭、配偶者のない女子であって、かつて母子家庭であった寡婦の家庭のための身上相談に応じ、その自立に必要な指導を行っています。お気軽にご相談ください。

お問い合わせ 生活福祉係 **52-1059**



ひとり親家庭等医療費助成制度

- * 20歳未満の子どものとその子どもを扶養している母または父を対象に、医療費を助成します。
- * 受給者証の有効期限は毎年7月31日で、審査を経て自動更新となります。
- * 保険適用分が助成対象となるため、保険適用外や入院時の食事代は助成対象とはなりません。
- * 他の公費負担制度で対象となる場合はそちらが優先となります。
- * 0歳から15歳までの方で、病院等で自己負担額をお支払いの場合、通帳と領収書を持参のうえ給付申請が必要です。
- * 生計中心者に所得制限があります。



助成内容

- 0歳から15歳（15歳に到達して最初の3月31日まで）
入院・通院等（自己負担なし）
- 16歳から18歳（※特例で20歳まで）
入院・通院等（一部負担金を自己負担）
- 母または父
入院・指定訪問看護（一部負担金を自己負担）

一部負担金

- 市道民税 非課税世帯 初診時一部負担金を自己負担
市道民税 課税世帯 総医療費の1割分を自己負担

手続きに必要なもの

- 健康保険証 ● 戸籍謄本 ● 所得証明書（転入者のみ）
- 申請者の本人確認できるもの ● 印鑑

（問い合わせ）健康保険係 52-3105

上下水道料金の軽減

- * 20歳未満の学生若しくは未就学の子または重度心身障害者の子のいるひとり親家庭の上下水道料金の負担を軽減します。
- * 前年分の市民税が非課税または均等割のみ課税世帯が対象となります。

お問い合わせ 上下水道庶務係 **52-3152**



《障がいのある子どもたちに》

特別児童扶養手当

- * 20歳未満で精神または身体に障がい有する子どもを家庭で監護、養育している父母等に対し、子どもの福祉の増進を図ることを目的に支給されます。
- * 所得制限があります。
- * 年度ごとに手当月額が改定される場合があります。

手当月額（令和4年4月以降）

1級 52,400円 2級 34,900円

（障がいの程度により1級または2級に区分されます。）

手続きに必要なもの

- 戸籍謄本（抄本） ● 診断書 ● 障がい者手帳（交付されている方） ● 印鑑
- 請求者等のマイナンバーがわかるもの 等

※該当する要件等によって必要書類が異なる場合がありますので、ご不明な点はお相談ください。

お問い合わせ 生活福祉係 **52-1059**



障害児福祉手当

- * 20歳未満で精神または身体に重度の障がい有するため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の子どもに対し、福祉の向上を図ることを目的に支給されます。
- * 所得制限があります。
- * 年度ごとに手当月額が改定される場合があります。

手当月額（令和4年4月以降）

14,850円

手続きに必要なもの

- 診断書 ● 障がい者手帳（交付されている方） ● 印鑑
- 請求者等のマイナンバーがわかるもの 等

※該当する要件等によって必要書類が異なる場合がありますので、ご不明な点はご相談ください。

お問い合わせ 生活福祉係 **52-1059**

障がい児通所支援

- * 発達の遅れや障がいのある子どもが、日常のからころでの過ごしを通して、人との関り方や楽しいコミュニケーションができるように個別の支援を行います。
- * 利用にあたっては、申請手続きが必要です。
- * 支援の種類には児童発達支援（就学前）と放課後等デイサービス（就学後）があります。

市内の通所支援事業所

児童発達支援事業所・

放課後等デイサービスセンター からころ

所在地 平和1番地44

定員 10名

電話 53-3377



お問い合わせ 生活福祉係 **52-1059**

日中一時支援

- * 障がい児（者）の家族の就労支援や、障がい児（者）を日常的に介護している家族の一時的な休息等を目的として、障がい児（者）の日中における活動の場を確保し、見守り等の支援を行います。
- * 身体・知的・精神障がいのある方や、その他特に支援が必要と認められる方が対象となります。
- * 利用にあたっては、申請手続きが必要です。

市内の事業所

一般社団法人らぶらす

所在地 平和1番地 44 **定員** 10名 **電話** 53-3377

自立支援医療（育成医療）

- * 身体の障がいを除去・軽減するための医療に要する費用の一部を支給します。
- * 身体に障がいを有する子ども、または現存する病気をそのまま放置すると将来、障がいを残すと認められる子どもが対象で、確実な治療の効果が期待できる医療が対象となります。
- * 利用にあたっては、指定自立支援医療機関の医師が作成した意見書をお持ちの上、申請手続きが必要です。

問い合わせ 生活福祉係 52-1059



《住宅について》

公営住宅の入居要件緩和

- * 18歳までの子どもがいる世帯が公営住宅に入居を希望する際、入居可能な基準を一般世帯よりも緩和し、入所しやすくしています。
- * 公営住宅の募集に関する情報は「広報ゆうばり」や「市HP」でご案内します。

お問い合わせ 建築住宅係 **52-3119**
市営住宅管理センター **57-7582**

住宅取得等補助金

- * 子育て世帯への応援、転入や定住促進、居住環境の向上を目的に、「新築住宅取得費補助金」「中古住宅取得費補助金」「リフォーム工事費補助金」各制度を実施しています。（予算額に達した時点で申込を締め切ります。）

お問い合わせ 建築住宅係 **52-3119**



《マタニティマーク》

- * このマークは、妊婦さんが交通機関等を利用する際に身につけ、周囲に妊婦であることを示しやすくするものです。
- * 交通機関や飲食店等がポスターなどとして掲示し、妊婦さんにやさしい環境づくりを推進するものです。



《どさんこ・子育て特典制度》

- * 子育てにやさしい環境づくり推進のため、親子で外出する際に、協賛事業者から提供された特典サービス（割引やプレゼントなど）を、協賛店舗で特典カードを提示することにより、受けられる制度です。
- * 「特典カード」は「妊娠届」を提出の際にお渡します。
- * 道内の協賛店の情報は、北海道子育て支援サイト「ハグコム」をご確認ください。
- * 市内協賛店 夕張市石炭博物館
協賛店等には、「協賛ステッカー」が掲示されています。

【問い合わせ】 子ども・子育て支援係 **57-7582**



《児童虐待について》

- 身体的虐待** 殴る、蹴る、溺れさせる、投げ落とすなど
- 性的虐待** 子どもへの性的行為 性的行為を見せる など
- ネグレクト** 家に閉じ込める、食事を与えない、病院に連れて行かないなど
- 心理的虐待** 言葉による脅し、無視、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうなど

* 虐待（疑いを含む）を発見した場合、下記連絡先への通告にご協力をお願いします。

〔連絡先〕 生活福祉係 52-1059
児童相談所全国共通ダイヤル 189(匿名可)



《夕張市子ども家庭総合支援拠点》

令和3年4月に市役所本庁舎2階生活福祉課内に「子ども家庭総合支援拠点」を開設しました。

- * 心身障害や不登校、学校での人間関係、家族関係、生活習慣、非行の問題等を抱える子どもや保護者の相談に対し、家庭児童相談員が必要な指導を行います。
- * 児童相談所や保健師等の関係機関と連携をとりながら対応し、必要に応じてその他の専門機関を紹介する場合があります。
- * お受けした相談内容については、固く秘密を守りますので安心してご相談ください。

〔問い合わせ〕 生活福祉係 52-1059

